

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和7年度市営住宅保全業務
発注課	都市局市街地整備部住宅課
選定事業者	一般財団法人 札幌市住宅管理公社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第（2）号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号 【具体的事由】 別紙のとおり	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和7年3月13日

別紙

【随意契約とする具体的事由について】

本業務の対象となる工事等は、本市が発注する公共事業の性格を持っていることから、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に則り、以下の①から③の条件を厳格に守る必要がある。

- ① 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有すること。
- ② 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。
- ③ 発注関係事務を公正に行うことができること。

一般財団法人札幌市住宅管理公社(以下、「公社」という。)に当てはめて検討すると、公社は

- ① 昭和 52 年の設立以降、一貫して市営住宅や学校などの修繕や管理に携わり、火災住戸をはじめとした規模の大きい修繕業務についても受託してきている。
- ② 市営住宅入居者・自治会との連絡調整の経験や本市から受託している市有建築物の保守業務により、市営住宅の保全を行っていくうえで必要なノウハウの蓄積ができており、法令の遵守及び秘密保持の体制も十分に整備されていることから、円滑な業務の遂行が可能である。
- ③ 公社は本市の出資団体（出資割合 50%）であり、談合等の防止に関して、「入札談合等関与行為防止法」に基づく刑事罰が適用されるため、談合等に対する抑止力・牽制力が期待できる。（民間事業者は刑事罰が適用されない）

以上から、公社は、本業務を公正かつ効率的に行うことができる唯一の業者である。